

令和 7 年度		「皆さまから寄せられた提言・提案などへの回答要旨」	5. 教育・文化・スポーツ
No.	件名・内容	回答	
1	教育委員の定数を地教行法第 3 条前段のとおり 4 名とする （内容） 政策提言内容：教育委員の定数を地教行法第 3 条前段のとおり 4 名とすること。 理由については、下記(1)～(5)のとおりです。 (1)教育委員の定数が現在の 5 人とされている理由 私が調べたところ、教育委員の人数を地教行法第 3 条前段に定められている 4 人よりも 1 名増員する（法改正前は 5 人→6 人、現在は法定 4 人→5 人に増員）理由として「市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため」（2009 年 3 月市議会における教育総務部長の説明）が挙げられています。 (2)「全員一致・異議無し」の状況が 2 0 年以上続いている実態 教育委員会（定例会・臨時会）の議案審議において、少なくとも 2 0 年の長きにわたって「全員一致・異議無し」の状況が続き、事務局が提案する議案に対しての反対意見は全くありません。 私は、ほぼ毎回教育委員会の定例会を傍聴していますが、議案の審議や「協議」の際に、教育委員の方々が事務局提案に反対する意見を述べているのを聞いたことがありません。提案の文言の表現の仕方（国語的な意味で）などは指摘することがありますが、それは定例会前に連絡をすれば済む話であり、問題の本質を突いた質問や意見は皆無であると言えます。そこには上述の(1)で教育総務部長が説明している「市民の多様な意向」は微塵もありません。 (3)平方幼稚園廃園さえ「全員一致・異議無し」という実態 たとえば、最終的には閉園された平方幼稚園について、教育委員の一人の反対もなく閉園を提案したところ、市議会で 2 度にわたって否決されるという事実があります。 少し考えれば分かることですが、（議会がそうで	委員の定数につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、委員の数の弾力化が図れるとともに保護者からの選任が義務付けられたことを受け、市民の多様な意向を教育行政に一層反映することができるようにするため増員しております。 ご提言いただきました教育委員の委員を 4 人に減員することについては、今後の教育委員会の組織を考えるなかで一つの提言として参考にさせていただきます。	

あるように) 多様な意向があるならば、事務局から提案された議案に対して賛否が分かれるのがむしろ普通です。 (4)他の自治体の例(県内40市と杉並区の例) 埼玉県内40市(さいたま市を含む)の内、教育委員が4人の市は33市(比率は82.5%)となっています。 また、川越市の教育委員の定数は4人ですが、現在は2名欠員となっています。 なお、東京都杉並区は、人口が上尾市の2.48倍の57万人ですが、教育委員は4人であり、内、女性の教育委員が3人(つまり、比率は75%)となっています。 (5)結論(政策提言)と改正手続きについて 上記(1)～(4)を踏まえれば、次のように結論付けられます。 今のような状況では、教育委員会の会議は全く「市民の多様な意見は反映されていない」と思われることから、教育委員をわざわざ5人置く必要などなく、地教行法の「第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。」のとおり、4人で十分です。 なお、教育委員の人数を変更することの手続きについては、教育総務課から、文献(木田宏『逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律』)を引用して教示がされています。 すなわち、「委員の定数を減員する場合は、委員の任期途中では法定されている事由以外ではこれを罷免することができないことから、委員の任期満了に合わせて委員の定数を定めた条例を廃止すればよい」とのことです。 したがって、現在の教育委員の任期満了に合わせて、「上尾市教育委員会の委員の定数を定める条例」を改正すれば足りることになります。 【受付 No.】 7－2004 【受付日】 令和7年5月30日	(担当) 教育総務課 (電話) 048－775－9469
--	-------------------------------------

2	地教行法にしたがって「教育委員の年齢の偏り」を解消してください (内容) 上尾市の現状を見ると、教育委員は男性3名・女性2名となっていますが、男性3名の教育委員の年齢層は明らかに偏りが見られます。 この3名の教育委員の任命については、上尾市長が議会の合意を得るための議案としている経緯があることから、次回以降の教育委員の任命にあたり、年齢の偏りを無くすように人選をすすめることを政策提言いたします。 【受付 No.】 7－2006 【受付日】 令和7年6月20日	教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第4条第5項では、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。 当市においても、教育委員会委員の任命に当たっては、地教行法の規定を踏まえ、年齢、性別、職業等のバランスを考慮しているところでございますが、今後も、教育委員会が合議体として機能し、教育委員会本来の役割を果たせられるよう、委員の任命に努めてまいりたいと存じます。 (担当) 教育総務課（電話）048－775－9469
3	教職員の「働き方改革」について (内容) 上尾市立小・中学校では、「教員の時間外在校時間を月45時間以内、年間360時間以内にする」という働き方改革の目標を掲げていましたが、令和6年度末にこれを達成した学校はありませんでした。特にある中学校では、教職員25人中8人が月100時間以上残業しており、延べ24月分もの超過勤務が報告されるなど、異常な事態が浮き彫りとなっています。 この事態を改善するため、「学校を閉める時刻」を原則夜7時、遅くとも8時とする政策を提言します。これは、目標の月45時間以内達成には、毎日の残業を最大2時間程度に抑える必要があるためです。 市の教育委員会では、スクールサポートスタッフや支援員の雇用、授業数削減、夏休み期間の延長などの施策を試みっていますが、目標未達成という現実を受け入れ、今までとは異なる視点からの施策が必要です。一日でも早く、夜7時には学校（職員室）の明かりが消えているという状況が定着することを一市民として願っています。	現在、市内小・中学校においては、最早入校時間を原則午前7時30分、最遅退校時間を原則午後7時30分としております。その一方で、時間外在校等時間の長い状態が続いている教職員がいることは承知しておりますので、教育委員会といたしましても、その改善に向けてあらゆる取組を推進しているところでございます。 今後も引き続き、教職員の時間外在校等時間の縮減に向けて、いただいたご提言も含めて、どのような取組ができるのかを検討し、教職員の効果的な働き方改革を進めてまいります。

	【受付 No.】 7－2010 【受付日】 令和7年6月27日	(担当) 学務課 (電話) 048－775－9604
--	---	--